

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年4月11日（月）午後3時00分～午後3時30分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6、7
3. 出席委員 （17名）

農業委員	氏 名	農業委員	氏 名	推進委員	氏 名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鶴山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 （1名） 推進委員1番 安井 進

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議第2号 その他

1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村岡司朗

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から4月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員13名全員出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は4名全員出席頂いております。

（会長あいさつ）

議長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

（異議なしの声有り）

議長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に4番、鶴山委員と5番、吉井委員のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の村岡局長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議長 それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。

まず、議第1号を議題と致しますが、この案件につきましては、上田委員と中江委員の親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議

事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

(上田・中江委員 退出) 事務局、説明をお願いします。

事務局

議第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、設定を受ける者、礪野町、■■■■■、設定する者、南本町、■■■■■、設定する農地、大字東中61番1(田)1902㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和7年2月28日までの約3年間でございます。

整理番号2番、設定を受ける者、大字吉井、■■■■■、設定する者、樺原市、■■■■■、設定する農地、大字根成柿417番(田)1100㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和7年3月31日までの約3年間でございます。

整理番号3番、設定を受ける者、大字松塚、■■■■■、設定する者、大字松塚、■■■■■、設定する農地、大字松塚595番(田)2768㎡、大字松塚608番2(田)967㎡、大字松塚688番1(田)1394㎡、大字松塚717番(田)716㎡、大字松塚721番(田)381㎡、合計面積、6226㎡です。利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和7年1月31日までの約3年間でございます。

整理番号4番、設定を受ける者、香芝市、■■■■■、設定する者、大字松塚、■■■■■承継人、■■■■■、設定する農地、大字松塚129番(田)2216㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和7年3月31日までの約3年間でございます。

整理番号5番、設定を受ける者、大字曾大根、■■■■■、設定する者、大字出、■■■■■外1名、設定する農地、大字西坊城329番(畑)1001㎡、大字西坊城478番(畑)1380㎡、合計面積2381㎡です。利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和7年3月31日までの約3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。

(なしの声あり)

- 議 長 なしとの声がありましたので、採決致します。
それでは、議第1号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので議第1号は、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。
次の議題に入ります前に、上田委員・中江委員の入室、着席をお願い致します。
(上田・中江委員、入室、着席)
続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明願います。
- 事務局 議案書2ページをお願い致します。
議第2号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされています。これは、のちに市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。
番号1番、買取り申出の農地、大字土庫303番1(田)447㎡、
申出者 土庫二丁目、■■■■、買取り申出事由の生じた者、■■■■、買取り申出事由は、疾病のためでございます。なお、申請書類等は、具備致しております。
本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、令和4年3月25日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されていること、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されていること、あるいは耕作出来る状況であること、さらに地元農業委員の本郷委員への照会により、以前は本人が農地の管理をしていたことなどについて、確認を致しております。
以上の審査の結果、■■■■さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問のある方は挙手をお願い致します。
- 議 長 ご質問等ありませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第2号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議第2号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。
本日の議案審議につきましては、以上でございます。
その他、何かございませんか。ないようでしたら、これで4月の定例委員会を終わります。委員の皆様、大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓 場 一 郎 印

署名委員 鵜 山 秀 夫 印

署名委員 吉 井 己容子 印